



許可番号 08251004578号

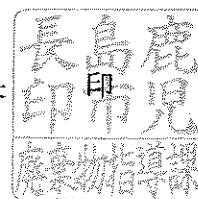
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号  
氏 名 日本貨物鉄道 株式会社  
(法人にあっては名称 代表取締役 犬飼 新  
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた  
者であることを証する。 第14条の5第1項

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

許可の年月日 令和 6年10月20日  
許可の有効年月日 令和11年10月19日



### 1. 事業の範囲

取扱廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん、  
以上7種類

※取扱廃棄物の詳細は裏面記載のとおり  
(積替え保管を除く。)  
(以下余白)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとに  
それぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物  
に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保  
管を行う場合に限る。)

無し

### 3. 許可の条件

無し

### 4. 許可の更新又は変更の状況

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 平成16年10月25日 | 更新許可            |
| 平成17年 7月22日 | 変更届(積替え保管場所の廃止) |
| 平成19年 7月26日 | 変更届(代表取締役の変更)   |
| 平成21年10月14日 | 更新許可            |
| 平成23年 3月24日 | 変更届(住所の変更)      |
| 平成24年 8月 8日 | 変更届(代表取締役の変更)   |
| 平成26年10月 8日 | 更新許可            |
| 平成30年 8月 6日 | 変更届(代表取締役の変更)   |
| 令和 元年10月30日 | 更新許可            |
| 令和 4年 8月 4日 | 変更届(代表者の変更)     |
| 令和 6年10月 4日 | 更新許可            |
| 令和 7年 8月 1日 | 変更届(住所の変更)      |

(裏面につづく)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  
無し

1. 事業の範囲

| 取扱廃棄物   | 取扱廃棄物の詳細                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 燃 え 殻   | 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。                                                                                                                                                                           |
| 汚 泥     | 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。                    |
| 廃 油     | 揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。                                                                                               |
| 廃 酸     | 水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、シマジン、四塩化炭素、チオベンカルブ、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、1・3-ジクロロプロペン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。  |
| 廃 アルカリ  | 水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、シマジン、四塩化炭素、チオベンカルブ、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、1・3-ジクロロプロペン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。 |
| 鉍 さ い   | 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。                                                                                                                                                                           |
| ば い じ ん | 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。                                                                                                                                                                                    |